

平成 2 7 年度

第 9 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 7 年 7 月 2 8 日 (火)
開会 1 3 時 0 5 分 閉会 1 3 時 3 4 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 9 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施方針について

(2) 報 告

大分県長期教育計画の策定について
全九州高等学校体育大会及び第 3 5 回九州ブロック大会夏季大会の
結果について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	参事監兼高校教育課長	岩 武 茂 代
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課体育・スポーツ振興監	井 上 倫 明
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第9回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は13時40分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

それでは、議事に入ります。

【議 案】

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(工藤教育長)

はじめに、第1号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」説明いたします。

資料の4ページをお開きください。こちらに点検及び評価に関する地教行法の関連条文の抜粋をつけています。地教行法第26条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされています。また、第2項で「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とされています。

この点検・評価を行うに当たり県教育委員会として実施方針を定めています。この第2項を受けまして、昨年度まで「新大分県総合教育計画フォローアップ委員会」を設置していました。今回、大分県長期教育計画を策定するに当たり、「大分県長期教育計画委員会」という名称の委員会を新たに立ち上げ、点検・評価も併せて行っていただくこととしたところです。

資料がとびますが、報告書の2枚目以降に第1回計画委員会の資料をつけています。2ページ目に新たに立ち上げました長期教育計画委員会の委員名簿をつけていますので、ご参照いただければと思います。

資料に戻りますが、新たに長期教育計画委員会を立ち上げたことを受けまして、今年度の点検・評価を行うに当たって、資料の2ページの案のとおり新たな実施方針を定めたいので提案させていただくものです。具体的には、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。変更部分に下線を引いていますが、第3条、第4条につきましては長期計画及び委員会の名称変更に伴う修正です。そのほか今般の地教行法の改正に伴う条ずれ、その他所要の規定を整備しています。

なお、第2条にありますとおり、点検・評価は9月までの間において実施し、報告書は、例年9月議会に提出しています。それから第4条第3項の規定に従い、報告書の議会提出に先立ち、9月の教育委員会会議で点検・評価の総括と報告書の決定をいただくこととなりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

大分県長期教育計画の策定について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「大分県長期教育計画の策定について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

7月1日に開催しました第1回長期教育計画委員会における委員からの主なご意見について、報告いたします。

参考資料として第1回委員会の資料を添付していますので、まずはこちらから説明いたします。5ページをお開きください。本資料は計画の策定体制及びスケジュールを示した資料になっています。策定スケジュールといたしましては、長期教育計画委員会を計3回程度開催し、来年の第1回定例県議会で成案を得て、来年度当初から計画をスタートさせたいと考えております。

次に6ページをお開きください。こちらでは次期計画の全体構成案を示すとともに、10ページ以降の資料3で新たな計画の各論部分のたたき台を示し、委員会では本資料を中心にご議論いただいたところです。

次に35ページをお開きください。こちらは先行して策定作業が進められています、新たな県の長期計画素案の教育関係部分を抜粋したものとなっています。10ページ以降の各論部分のたたき台を作成するに当たりましては、県長計素案の政策施策体系に合わせることで、県長計と教育長計の対応関係を明確化させたところです。

それでは報告資料をお開きください。委員の主なご意見について説明いたします。No 1から6までが学力に関するご意見です。

No 1についてですが、「思考力・判断力・表現力」を育成するに当たっては積極的にICT活用を図る必要があるとのご意見です。こちらについては、各論部分に既に関連の記述を盛り込んでいることから対応済みという整理をさせていただきたいと考えています。No 2についてですが、学びへの自発的な欲求や意欲につながる、想像力や創造力の育成が必要であるご意見です。こちらについては、「思考力・判断力・表現力等」の中に含まれる力であると整理できると考えています。No 3から6までは、アクティブラーニングに関わるものです。No 3については、アクティブラーニングに関する記述についてもう少し加筆できないかというご意見です。こちらについては、第2回委員会に向けて新たに総論部分を作成いたしますので、総論の中でもアクティブラーニングについて触れていきたいと考えています。No 4から6は、アクティブラーニング導入との関係で授業時間をやりくりする必要があるのではないかというご意見です。県教育委員会としては、授業の中で「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の双方を育成するのは当然であり、時間的な制約についてはメリハリをつけるなど、授業の工夫で対応可能という、No 5のご意見と同じスタンスに立つものと考えています。

No 7と8は体力に関するご意見です。No 7は、体育専科教員は著しい成果を挙げていることから、全校配置を検討してはどうかというご意見です。こちらについては、体育専科教員配置校の成果を説明した上で、財政的制約もあり、全校配置について記述することは困難である旨、委員会の場で回答済みです。

No 9は体験活動に関するもので、本物に触れさせる機会の充実が必要であるご意見です。こちらについては、趣旨をなんらかの形で反映していきたいと考えています。

No 10は主権者教育に関するもので、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け主権者教育についての記述も必要ではないかというご意見です。こちらについては、社会的関心も高まっており、実際に県教育委員会としての対応も求められますので、なんらかの記述を検討していきたいと考えています。

No 11、12は、いじめ・不登校に関するもので、SNSの活用や大人への啓発も必要ではないかというご意見、No 13、14は、幼児教育に関するもので、No 13の幼稚園教育要領に基づく実践が重要であるご意見は、その趣旨を反映したいと考えています。No 15、16は、教員の選考の在り方や負担軽減に関するご意見、No 17は魅力ある高校づくりに関するご意見です。

No18は、子どもの貧困に関するご意見です。子どもの貧困対策については、社会的関心も高く、県教育委員会としての対応も求められることから、第1章総論部分で記述を設けるとともに、各論部分でも新たに奨学金や高校就学支援金に関する記述を設けたいと考えています。

No19から21は、計画の検証・評価に関するもので、数値目標を書き込むべき等のご意見をいただきました。こちらについては、第2回委員会に向けて数値目標を整理するとともに、計画のフォローアップの関連についても資料を準備し、提示したいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

No14の幼児教育についてです。「幼児教育と保育は異なるもの」とありますが、国は認定こども園の教育課程を教育・保育課程として、一つの施設で保育を基盤とした教育を実施することを打ち出していますし、幼稚園教育、保育所保育、こども園保育・教育を一体的に考え、新しい計画には国の方針に沿った記述を盛り込む必要があると思います。

(林職務代理者)

国は大学入試改革を実施する方針を打ち出していますが、対応する記述を盛り込む予定はあるのでしょうか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

大学入試改革は、高大接続改革として高校教育改革、大学教育改革と一体的に検討が進められていますので、これらのことは総論の中で触れつつ、具体的な取組として、高大接続改革を見据えた課題発見・解決に向けた生徒の主体的・協働的な学びなど授業改善の方向性について記述をしていきたいと考えています。

(高橋委員)

No8の、「礼儀作法や周囲への気配りを身に付ける上でも武道が効果的。近年、スポーツ少年団の加入者が減っており、スポーツ少年団の在り方も考えるべき。」との意見についてですが、今後は武道教育を他の競技にも取り入れていくということになるのでしょうか。

(井上体育保健課体育・スポーツ振興監)

子どもの運動習慣の確立のためには、武道教育を含めた幼児期からの

支援やスポーツ少年団への支援が重要であると考えていますので、武道教育を活用したスポーツ少年団の質の向上など、今後記述を検討したいと思います。

(高橋委員)

礼節や礼儀作法はまずは家庭からだと思います。スポーツ少年団にも色々な団体がありますし、礼節や礼儀作法を身に付けさせる役割をスポーツ少年団のみに頼るのではなく、日常の学校環境や武道教育など教育全体で考えるべきだと思います。

(松田委員)

No 7の全ての学校に体育専科教員を配置すべきとの意見ですが、小学校では、専科ではありませんが、分掌により体育の主となる教員を決めているはずなので、全校配置までは必要ないのではないかと思います。

(工藤教育長)

今後計画委員会の意見をどう反映していくかをしっかりと検討してまいります。

全九州高等学校体育大会及び第35回九州ブロック大会夏季大会の結果について

(工藤教育長)

次に、報告第2号「全九州高等学校体育大会及び第35回九州ブロック大会夏季大会の結果について」井上体育保健課体育・スポーツ振興監から報告いたします。

(井上体育保健課体育・スポーツ振興監)

それでは、2つの大会について報告いたします。

まず、資料1ページの平成27年度全九州高校体育大会結果の概要をご覧ください。「1 開催期日」及び「2 開催県及び実施競技数等」につきまして、6月11日(木)から7月20日(月)にかけて、34競技が九州8県で分担して開催されました。本県では、ハンドボール競技、テニス競技、卓球競技の3競技が開催されました。なお、ライフル射撃につきましては、全九州高校体育大会の実施種目ではありませんが、毎年の本県の競技力を比較する上で成績に反映させています。

「3 成績」につきましては、「(1)」の表の上段にはベスト4以上に入賞した種目数を記載しています。下段は、昨年度の数です。まず、団体の1位(優勝)は、8種目で昨年度より7種目増えました。2位は3種目と昨年度より数を落としていますが、1位が増えたことによるも

のです。3位は昨年度と同数、4位は少し増えまして、合計では、昨年度を2つ上回る26種目でした。次に個人の1位は24種目で、昨年度よりやや減少しています。その分、2位は26種目で9種目の増でした。3位も昨年の倍と大きく数を伸ばし、合計では、昨年度を24上回る111種目でした。「(2)」には優勝しました競技種目を記載していますが、団体では、バレーボール女子の東九州龍谷高校、ハンドボール男子の大分雄城台高校、テニス男子の大分舞鶴高校、水球の大分商業高校など、7競技8種目でした。個人では、陸上競技が5種目、ボートが4種目、フェンシング4種目、ライフル射撃3種目など、合計では8競技24種目でした。なお、ベスト4以上の詳細な記録につきましては、資料の2ページから4ページに記載していますので、ご覧いただきたいと思ひます。

昨年度は、高校生の競技力がやや低下してしまひましたことから、県体育協会と連携して重点的な選手強化を行ってまいりました。その成果が少しずつ出てきたのではないかと考えています。

「4」には、今後の大会を記載していますが、本日28日からインターハイが近畿2府4県で始まっています。昨年度を上回る成績を期して、落合教育次長、蓑田体育保健課長が現地に応援に行っているところです。

次に、一昨日の7月26日(日)に終了しました、本年の和歌山国体の代表権を争った第35回九州ブロック大会夏季大会の結果につきまして報告いたします。

資料の5ページをご覧ください。九州ブロック大会夏季大会は本県を主会場として10競技が実施されました。この表は、九州各県の代表権獲得一覧です。表の下段、欄外に印を付けていますが、本県が獲得しました代表権数は、昨年を3つ上回る26種目でした。表中の丸数字は各競技種目毎の通過順位を示しており、本県は1位通過が9種目で、これも昨年より1つ数を伸ばしています。ただ、昨年国体を開催した長崎県が競技力を維持しており、カヌーやボート競技をはじめ、多くの代表権を獲得しています。カヌー少年男子で獲得数を伸ばせなかつたことは残念ではありますが、夏季大会で代表権を獲得した競技種別の一層の強化と8月21日から始まります秋季大会に向けて集中していきたくと思ひます。秋季大会は本国体で入賞すれば大量得点につながる団体競技が多くありますので、これまで以上に気を引き締めて臨みたいと思ひます。5ページの一番下に秋季大会の日程を、また、資料の一番後ろにチラシを付けています。教育委員の皆様方におかれましても熱いご声援をよろしく願ひいたします。

以上でございます。

(工藤教育長)

全九州高等学校大会の個人優勝について説明した内容と資料1ページ

記載の数が違いますが、間違いではありませんか。

(井上体育保健課体育・スポーツ振興監)

大変失礼致しました。古い資料が添付されていたので、次のように訂正をさせていただきます。個人優勝の1位は変更ありません。2位の数は26です。3位は44、4位は17、合計は111となります。

(工藤教育長)

その他、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

国体での10位台奪還についてはどうですか。

(井上体育保健課体育・スポーツ振興監)

本年の国体に向けましては、「一致団結！チーム大分！10位台」のスローガンのもと、各競技で10位台の奪還に向けて選手強化をしています。本県の競技力は、成年の部を構成する企業チーム等が少ない分、少年の部の活躍が目標達成の鍵を握っています。そのためにも、本日から始まったインターハイで好成績を収めてもらいたいと思っています。

(工藤教育長)

10位台の奪還を目指して頑張っていきたいと思います。

(松田委員)

わかりました。

(工藤教育長)

それでは、その他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第9回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第9回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年7月28日(火)

13:05～13:40

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(2) 報 告

大分県長期教育計画の策定について

全九州高等学校体育大会及び第35回九州ブロック大会夏季大会の結果について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たり、その実施方針を定める。

平成二十七年七月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定等を行う大分県長期教育計画委員会
会の設置等に伴い、従前の実施方針を廃止し、新たな実施方針を定めたいので提案する。

平成 2 7 年 7 月 2 8 日

教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針（案）

（目的）

第 1 条 この方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 6 条の規定に基づいて、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の実施に関して必要な事項を定める。

（点検・評価の実施時期）

第 2 条 法第 2 6 条第 1 項に規定する点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、前年度の管理及び執行状況を対象に、4 月から 9 月までの間において行う。

（点検・評価の項目及び指標）

第 3 条 点検・評価の項目及び指標は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画における項目及び指標とする。ただし、別に点検・評価が必要と認められる項目及び指標がある場合は、これを加える。

（点検・評価結果の方式）

第 4 条 法第 2 6 条第 2 項に規定する知見の活用については、大分県長期教育計画委員会の委員の知見の活用とする。

2 点検・評価を行うに当たっては、各課・室が調書を作成し、教育改革・企画課がとりまとめる。

3 教育委員会は点検・評価の調書を踏まえ、点検・評価の総括を行い、その結果に関する報告書（以下「点検・評価結果報告書」という。）を決定する。

（議会への報告書の提出）

第 5 条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出する。

（報告書の公表）

第 6 条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出した後、教育委員会のホームページで公表する。

（点検・評価結果の反映）

第 7 条 点検・評価の結果については、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化及び質の向上を図る。

（その他）

第 8 条 この方針に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この実施方針は、教育委員会の議決の日から施行する。

2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針（平成 2 2 年 7 月 2 7 日大分県教育委員会決定）は、廃止する。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針（案）について

新	旧
<p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針</p> <p>(目的) この方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づいて、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教育の管理及び執行の状況の点検及び評価等の実施に関して必要な事項を定める。</p> <p>(点検・評価の実施時期等) 本法第26条第1項に規定する点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、前年度の管理及び執行状況を対象に、4月から9月までの間において行う。</p> <p>(点検・評価の項目及び指標) 点検・評価の項目及び指標は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画における項目及び指標とする。ただし、別に点検・評価が必要と認められる項目及び指標がある場合は、これを加える。</p> <p>(点検・評価結果の方式) 本法第26条第2項に規定する知見の活用については、大分県長期教育計画委員会の委員の知見の活用とする。</p> <p>2 点検・評価を行うに当たっては、各課・室が調書を作成し、企画課がとりまとめる。</p> <p>3 教育委員会は点検・評価の調書を踏まえ、点検・評価の総括を行い、その結果に関する報告書（以下「点検・評価結果報告書」という。）を決定する。</p> <p>(議会への報告書の提出) 本法第5条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出する。</p> <p>(報告書の公表) 本法第6条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出した後、教育委員会のホームページで公表する。</p> <p>(点検・評価結果の反映) 本法第7条 点検・評価の結果については、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化及び質の向上を図る。</p> <p>(その他) 本法第8条 この方針に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 1 この実施方針は、教育委員会の議決の日から施行する。 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針（平成22年7月27日大分県教育委員会決定）は、廃止する。</p>	<p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針</p> <p>(目的) この方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づいて、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教育の管理及び執行の点検及び評価等の実施に関して必要な事項を定める。</p> <p>(点検・評価の実施時期等) 本法第27条第1項に規定する点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、前年度の管理及び執行状況を対象に、4月から9月までの間において行う。</p> <p>(点検・評価の項目及び指標) 点検・評価の項目及び指標は、新大分県総合教育計画プロジェクトの項目及び指標とする。ただし、別に点検・評価が必要と認められる項目及び指標がある場合は、これを加える。</p> <p>(点検・評価結果の方式) 本法第27条第2項に規定する知見の活用については、新大分県総合教育計画プロジェクトの委員の知見の活用とする。</p> <p>2 点検・評価を行うに当たっては、各課・室が調書を作成し、企画課がとりまとめる。</p> <p>3 教育委員会は点検・評価の調書を踏まえ、点検・評価の総括を行い、その結果に関する報告書（以下「点検・評価結果報告書」という。）を決定する。</p> <p>(議会への報告書の提出) 本法第5条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出する。</p> <p>(報告書の公表) 本法第6条 点検・評価結果報告書は、県議会に提出した後、教育委員会のホームページで公表する。</p> <p>(点検・評価結果の反映) 本法第7条 点検・評価の結果については、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化及び質の向上を図る。</p> <p>(その他) 本法第8条 この方針に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>(新設)</p>

教育事務の点検・評価関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 2 6 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（事務の委任等）

第 2 5 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第 2 9 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

点検・評価にかかる施行通知等

- (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」 (平成19年7月31日付け文部科学事務次官通知)

現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

- (2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた留意点について(情報提供)」(平成19年12月3日付け文科省初等中等教育企画課教育委員会係事務連絡)

改正地教行法の施行は平成20年4月1日であり、また法第27条第2項において点検及び評価は毎年行うこととされているため、平成20年度中に点検及び評価を実施し、議会へ報告及び公表を行うことが必要。実施の時期については、例えば前年度の取組状況の評価を6月あるいは9月議会に報告することや、当該年度の取組状況の評価を3月議会に報告することも考えられる。

点検・評価の具体的な項目や指標について、国が基準を定める予定はない。点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表方法などについては、各教育委員会の実情を踏まえて決定し、議会や地域住民等の指摘を受けて改善していくことが期待される。

教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することについては、点検・評価について客観性を確保するためのもので、どのような学識経験者の知見を活用するか、どのような形で活用するかについては、各教育委員会の工夫で行うが、例えば、評価方法や結果について学識経験者の意見を聴取する機会を設けるなどの活用が考えられる。

「学識経験者」については、あくまでも客観性を確保するという趣旨のもので、教育委員や現職教員・事務局職員等でない者で、公正な意見を述べ

ることが期待できる者であればよく、教員経験者や大学の研究者などの教育についての専門家である必要はない。

今回法律で規定された教育委員会の点検・評価は、毎年、教育長以下事務局職員等に委任された事務を含む教育委員会の権限に属する事務の管理・執行の状況について、外部の学識経験者の知見を活用しつつ、点検及び評価を行うこととし、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。この ~ の事項を含む点検・評価を行っている場合は、それに加え新たな制度を設ける必要はない。

点検・評価の内容等については、報告を受ける議会や地域住民の意見を踏まえて、随時改善していくことが期待される。

第1回大分県長期教育計画委員会 委員発言要旨

開催日：平成27年7月1日(水) 14:00～16:00

場所：ホテルキャッスル大分2F 「ローザンヌの間」

NO	分類	発言
1	学力	高校では授業における板書時間が長い。「思考力・判断力・表現力」を育成するには、双方向型の授業への転換が必要となる。そのためには、極力板書時間を削るとともに、教員にICTを使いこなす技術を身に付けさせた上で、積極的にICTの活用を図る必要がある。
2		学びへの自発的な欲求や意欲につながるイマジネーション(想像力)やクリエイティビティ(創造力)などの状況について、「現状と課題」の分析から抜け落ちていないか。子どもに「付けたい力」が、点を取るためや合格させるための「思考・判断・表現力」では、結局はこれまでどおりの「点数学力」ということになる。新しい県の長期総合計画にも「クリエイティブ産業の育成」という施策が盛り込まれる予定であり、クリエイティビティはここにもつながってくる。また経済界が必要としている人材は、何度失敗してもその失敗を糧に再チャレンジしやり抜く力を持っている人材である。イマジネーションやクリエイティビティなどの力を子どもの頃からしっかりと育成していくことが重要。
3		アクティブラーニングをどのように位置付け、活用していくのかをもう少し記述できないか。
4		限られた授業時間の中で双方向的なアクティブラーニングを行うことになると、時間的な制約から知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の双方の育成には困難が伴うのではないか。現場が困らないよう、どちらを重視するのかを県が方針を示してはどうか。
5		授業の中で知識・技能と思考力・判断力・表現力の両方を身に付けさせるのは当然である。時間的な制約は、メリハリをつけるなど授業の中で工夫する他ない。
6		アクティブラーニングは、小学校では問題解決学習という形でこれまでずっと行ってきた。知識・技能、思考力・判断力・表現力の育成については、片方を重視すればもう片方が手薄になってしまう、最終的には現場に委ねることになるのではないか。
7	体力	施策Ⅰ(3)「健康・体力づくりの推進」の主な取組「学校体育の充実」に、「すべての小学校に体育専科教員を配置する」と書けないか。体育専科教員のメリットは学校体育の充実にとどまらない、体力と学力は相関関係があるとの研究結果はいくつもある。体力テストの結果が継続的によい学校は、体育好きの子どもが多く、体育好き子どもが増えると学校生活が楽しくなるという傾向が明らかになっている。
8		幼児期から運動習慣を確立するための取組が必要。礼儀作法や周囲への気配りを身に付ける上でも武道が効果的。近年、スポーツ少年団の加入者が減っており、スポーツ少年団の在り方も考えるべき。
9	体験活動	例えば世界トップレベルの水泳選手と泳ぐなど、子どもたちに本物(生)に触れさせる機会の充実が必要、そのような経験が意欲を高める。
10	主権者教育	選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたが、主権者教育についての記述が必要ではないか。
11	いじめ・不登校	最近のいじめや不登校では、SNSが原因となったものも多い。不登校の子どもがSNSでつながっているケースもあるので、子どものコミュニケーションツールとしてSNSが普及している状況を踏まえ、学校の魅力発信や子どもの学校に対する評価の仕組み、学校と不登校の子どもをつなぐコミュニケーションツール等として、SNSの活用を考えてはどうか。
12		地域における大人の偏見が子どもの人間関係に影響を与え、いじめ等につながっているケースがある。地域への啓発・取組が必要。大人がもっと子どもたちを取り巻くSNSの現状を、操作方法を含めきちんと理解する必要がある。
13	幼児教育	知・徳・体の基礎を幼児期から育成していく上では、幼稚園教育要領にあるような理念に基づく実践が重要。幼児期教育や保育の質の向上をしっかりと図っていく必要がある。
14		幼保一元化と言われるが、やはり幼児教育と保育は異なるものであり、この機会に考え直すべきではないか。

NO	分類	発言
15	教職員の資質能力	教員採用試験は随分改善されてきたということだが、現場からは指導力不足、メンタルダウンなど色々な話が聞こえてくる、教員選考の在り方は現状のままで本当にいいのか。また、ミドルリーダーから支えられている管理職ばかりではないと思う、管理職登用試験も同様に見直しが必要ではないか。校長のリーダーシップをより一層発揮させるため、予算等の権限移譲も考えてはどうか。
16		時代の急速な変化に伴い、教員に求められる仕事は確実に増えている。国を挙げて教員の負担軽減に取り組むべきではないか。教員の負担軽減に向けては、PTAとの連携強化も必要。
17	魅力ある高校	寝食をともにして子ども同士が切磋琢磨できる、寄宿舎を活用した特色ある高校を作れないか。寮生活は人間的な成長にも効果的である。
18	子どもの貧困	直接的に取り上げるのは難しいとは思いますが、子どもの貧困対策は学校教育との関わりも非常に大きいので、関連する項目で記述が必要ではないか。
19	計画の検証・評価	各施策の「現状と課題」に現状を表す数字と達成すべき数値目標を書き込むべきではないか。
20		定量的な指標、質に関する指標ともに大事である。どのような状況で、どのような取組をしたら、どのような結果となったかという文脈がとれる評価・検証を策定過程からしっかりと検討しておくことが必要。
21		現行計画の達成状況を整理・分析した上で、新たな計画に反映する必要があるのではないか。

第1回 大分県長期教育計画委員会

日時：平成27年7月1日（水）

14:00～16:00

場所：ホテルキャッスル大分2F

ローザンヌの間

－ 次第 －

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長選任

4 議 事

(1) 大分県長期教育計画について

(2) その他

5 閉 会

第1回 大分県長期教育計画委員会 出席者名簿

団体・役職名	氏 名	備 考
大分県小中学校長会協議会 会長	内 田 猛	
大分エコセンター株式会社 代表取締役社長	大 山 直 美	
大分県高等学校PTA連合会 会長	木 戸 浩 久	
別府大学短期大学部 准教授	久 保 田 貴 子	
大分大学教育福祉科学部 准教授	佐 藤 晋 治	
NPO法人賀来衆倶楽部 クラブマネジャー	高 尾 悦 子	
大分大学教育福祉科学部 教授	谷 口 勇 一	
大分日産自動車株式会社 代表取締役社長	橋 本 仁	
大分県PTA連合会 会長	疋 田 啓 二	欠席
玖珠町教育委員会 前教育長	本 田 昌 巳	
大分市教育委員会 教育長	三 浦 享 二	欠席
有限会社大分動物霊園メビウス 代表取締役	三 重 野 待 子	
大分県立学校長協会 会長	宮 脇 和 仁	
大分大学教育福祉科学部 教授	山 崎 清 男	
立命館アジア太平洋大学 学長特命補佐	横 山 研 治	
NPO法人大分県芸術文化振興会議 理事長	渡 辺 恭 英	

(五十音順、敬称略)

第1回 大分県長期教育計画委員会 大分県教育委員会関係者名簿

所属・役職名	氏 名	備 考
教育長	工 藤 利 明	
教育次長	宮 迫 敏 郎	
教育次長	落 合 弘	
教育次長	大 城 久 武	
教育改革・企画課長	能 見 駿 一 郎	
教育人事課長	藤 本 哲 弘	
教育財務課長	岡 田 雄	
福利課長	姫 野 浩 之	
義務教育課長	後 藤 榮 一	
生徒指導推進室長	江 藤 義	
特別支援教育課長	後 藤 み ゆ き	
高校教育課長	岩 武 茂 代	
社会教育課長	曾 根 崎 靖	
人権・同和教育課長	甲 斐 順 治	
文化課長	野 尻 明 敬	
体育保健課長	蓑 田 智 通	

大分県長期教育計画委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に基づき推進する施策の達成状況を検証するため、大分県長期教育計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、教育に関し学識経験を有する者等の中から、教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を1名置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、大分県教育庁教育改革・企画課において処理する。

(その他)

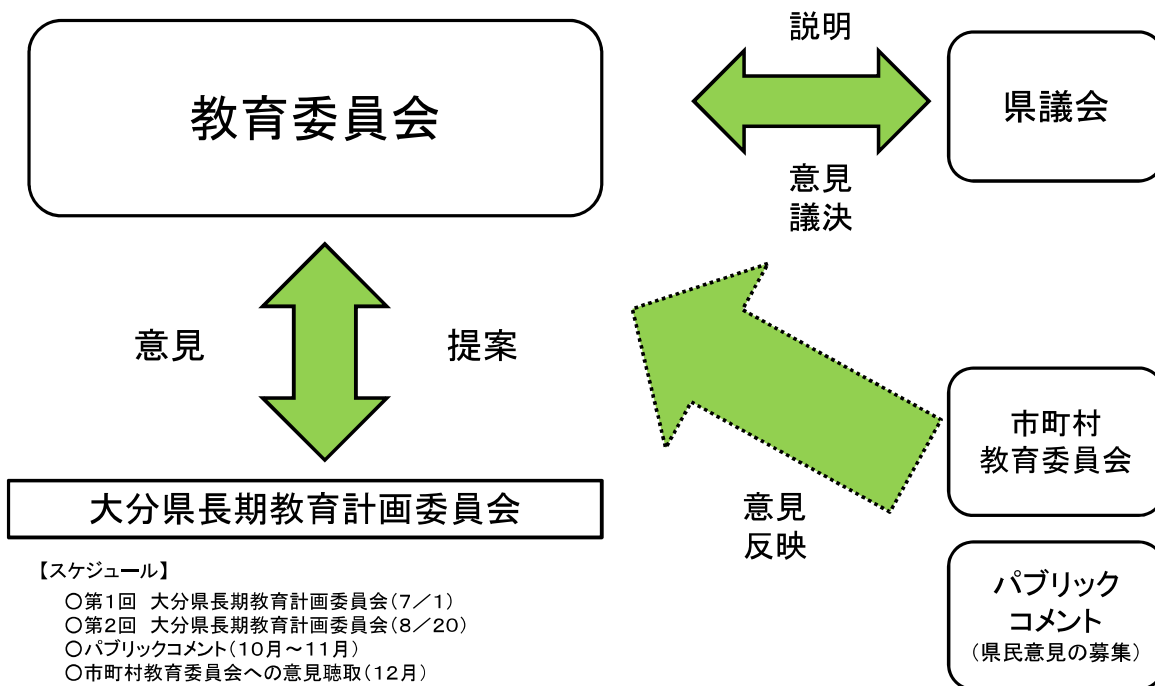
第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

計画の策定体制・スケジュール

資料1



計画の構成（案）

《はじめに》

《計画の策定にあたって》

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格・役割
- 3 計画の期間

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

- 1 教育改革の経緯
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の最重点目標

第2章 施策

- 基本目標 1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
- 基本目標 2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成
- 基本目標 3 安全・安心な教育環境の確保
- 基本目標 4 信頼される学校づくりの推進
- 基本目標 5 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援
- 基本目標 6 文化財・伝統文化の保存・活用・継承
- 基本目標 7 県民スポーツの推進
- 基本目標 8 世界に羽ばたく選手の育成

第3章 計画のフォローアップ等

【計画の策定にあたって】

1 計画の策定趣旨

- 「新大分県総合教育計画」の目標年度到達
- 新たな「大分県長期総合計画」の策定、「教育大綱」の策定
- 社会情勢や教育を取り巻く状況の変化への対応

2 計画の性格・役割

- 「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画として、本県教育の進むべき方向や、それを具体化するための施策を示すことにより、本県教育を向上させる指針となる。
- 「大分県長期総合計画」の教育部門の内容と併せて、教育基本法に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けられる。

3 計画の期間

- 開始年度を平成28年度、目標年度を平成36年度とする。
(目標年度を新たな「大分県長期総合計画」に合わせる。)

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1 教育改革の経緯

- ・教育改革の背景（平成20年の事件）
- ・教育行政システムの改革
- ・「芯の通った学校組織」の取組

2 計画の基本理念

- ・変化の激しい時代の到来
（人口減少とグローバル化、価値観の多様化とライフスタイルの変化等）
- ・高大接続改革、2020年東京五輪

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

⇒未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育

（含：新たな教育課題、ベースとなる人権教育、文化・スポーツ）

⇒県民総ぐるみの教育

（含：新教育委員会制度、学校・家庭・地域の協働、広報等）

3 計画の最重点目標

⇒学力（①知識技能、②活用力）、③体力、④意欲、⑤グローバル社会を生きる上で求められる総合力に対応する5つの指標を設定し、「全国に誇れる教育水準の達成」を目指す。

全国に誇れる教育水準の達成

⇒目標達成に向けて、8つの基本目標、21の施策を推進。

第2章 施策

基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健康・体力づくりの推進
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 進学力・就職力の向上
- (6) 特別支援教育の充実
- (7) 時代の変化を見据えた教育の展開

基本目標2 グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

基本目標3 安全・安心な教育環境の確保

- (1) いじめ対策の強化・充実
- (2) 不登校対策の強化・充実
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

基本目標4 信頼される学校づくりの推進

- (1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化
- (2) 魅力ある高等学校づくりの推進
- (3) 教職員の意識改革と資質能力の向上

基本目標5 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- (1) 多様な学習活動への支援
- (2) 社会全体の「協育」力の向上
- (3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

基本目標6 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

基本目標7 県民スポーツの推進

- (1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成
- (2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

基本目標8 世界に羽ばたく選手の育成

第 2 章 施策（案）

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代を生きる大分県の全ての子どもたちに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三要素（学力の三要素）をバランスよく育成することが必要
- ・高大接続改革においても、これら三要素の育成・評価に取り組むこととされており、小・中・高等学校を通じた授業改善の推進等による着実な育成が求められる
- ・小・中学校の学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を挙げているが、今後も取組の継続・強化が必要。他方、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題
- ・小学校では授業改善が比較的進んでいるものの、中学校には依然として課題が多く、組織的な授業改善の更なる推進が必要
- ・高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題

■ 主な取組

①「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方が育成される「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- 「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- 授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習の充実
 - ・学校図書館を基盤とした情報ネットワークの活用による言語活動の充実
 - ・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善
 - ・習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実

②組織的な授業改善の推進

- 『「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き』や「県立高等学校授業改善実施要領」を活用した全教科・全教員による授業改善の推進
- 学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、マネジメントサイクルを取り入れた校内研究の充実（小・中）
- 「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進（高）
 - ・校長等管理職によるリーダーシップの下、学校全体で授業改善を進める体制の整備
 - ・授業改善とカリキュラムマネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）との連動
 - ・指導教諭や学力向上支援教員等の優れた授業の普及促進

③補充学習指導・家庭学習指導の充実

- ・夏季休業中や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の学習支援の充実（小・中）
- ・家庭での学習習慣の定着に向けた、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実（小・中）

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(2) 豊かな心の育成

■ 現状と課題

- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められている
- ・子どもたちの豊かな心を育み、人格を完成させていくため、優れた芸術・伝統文化や郷土の素晴らしさに触れる機会の充実が必要
- ・多様な情報メディアの普及に伴う読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足もあいまって、社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、子どもたちの読書活動や自然体験・生活体験活動の機会確保が求められている

■ 主な取組

①道徳教育の充実

- ・指導の重点や方針を明確にした全体計画に基づく、小・中・高等学校の教育活動全体を通して取り組む道徳教育の充実
- 思考・判断・表現の場面を充実させた「考える道徳」、「議論する道徳」への転換など、道徳の「教科化」への対応
- ・郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

②芸術・伝統文化等に関する教育の充実

- 地域人材の活用等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実
- ・地元商店街における展示など、子どもたちの優れた芸術作品の発表・鑑賞機会の充実
- ・県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動支援等を通じた、学校における文化活動の活性化

③読書活動の推進

- 全校一斉の読書活動や教科指導における学校図書館の活用など、学校教育における読書活動の推進
- ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・学校図書館への「子どもと本をつなぐ大人」の配置促進（小・中）
- ・県立図書館による「スクールサービスデー」等を通じた学校の読書活動支援の充実
- ・学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実

④体験活動の推進

- ・豊かな人間関係を育むための自然体験活動やボランティア活動の充実
- ・「協育」ネットワークや外部人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・青少年教育施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験活動プログラムの開発・普及

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(3) 健康・体力づくりの推進

■ 現状と課題

- ・社会環境や生活環境の変化に伴って課題とされてきた子どもの体力低下については、全体的には歯止めがかかり改善傾向にあるものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題
- ・生活習慣の乱れ、薬物乱用や性に関する課題、アレルギー性疾患への対応など、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが必要
- ・朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身に付けさせる上で、学校給食を「生きた教材」として活用することが求められている
- ・本県の子ども一人当たりのむし歯本数は全国的に見て多いことから、むし歯予防対策の強化が急務

■ 主な取組

①学校体育の充実

- ・子どもの運動意欲の向上に向けた、教材教具、授業形態等の工夫改善
- ・体育専科教員等による優れた授業の普及促進
- ・地域人材等の活用による運動部活動の充実
- ・複数校合同実施など運動部活動の工夫・活性化

②学校・家庭生活を通じた運動の習慣化

- 体力向上に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行う「一校一実践」の充実
- ・家庭生活における子どもの運動の日常化・習慣化に向けた、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブとの連携強化

③学校保健の充実

- ・養護教諭や保健主事の資質能力向上に向けた研修機会や支援体制の充実
- 性に関する適切な指導に向けた「性に関する指導の手引き」の活用促進
- ・「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育の充実
- ・組織的に保健管理を行うための、学校保健委員会を核とした家庭・医療機関等との連携強化
- ・新型インフルエンザなどの感染症の早期探知・早期対策のための「感染症情報収集システム」の活用促進

④学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

- ・家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して取り組む食育の推進
- ・地域の食文化や産業等に対する理解促進のための、学校給食における地場産物の積極的活用
- むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施促進

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実

■ 現状と課題

- ・ 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、就学前教育の役割は極めて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められている
- ・ 小学校生活に適応できない「小1プロブレム」の発生率（学校単位）は、平成26年度で約15%と、調査を開始した平成21年度（約32%）から半減しているものの、更なる低減に向けて組織的な取組が必要
- ・ 子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化する中、保護者が子育てに関する悩みや不安、孤立感を抱えるケースが増えていることから、子育て支援の充実が求められている

■ 主な取組

① 幼稚園等における教育力の向上

- 幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の資質能力向上に向けた研修の充実
- 幼児教育の質の向上を図るための学校評価、カリキュラムマネジメントの推進
 - ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する支援の充実
 - ・ 家庭・地域や他校種と連携した取組の推進

② 幼・保・小の円滑な接続の推進

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学生の交流の充実
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員間における相互交流の促進
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」の作成・活用促進

③ 関係機関と連携した子育て支援の充実

- ・ 幼稚園における預かり保育の充実
- ・ 幼稚園における地域の子育て支援センター的機能の強化
- ・ 家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(5) 進学力・就職力の向上

■ 現状と課題

- ・子ども・若者の進路・職業意識の希薄さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題、早期離職等の問題への対応が求められている
- ・高大接続改革が進む中、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じた、思考力・判断力・表現力等の育成が求められている
- ・本県の高校生の就職内定率は、近年、雇用情勢の回復により高い水準にあるものの、生徒の就職先の開拓・確保に向けた取組と併せ、景気動向に左右されない高い専門性に裏打ちされた就職力を身に付けさせることが求められている
- ・本県の高校を卒業して就職した者のうち4割弱が3年以内に離職しており、キャリア教育・職業教育の充実とともに、卒業後の支援体制の強化も求められている

■ 主な取組

①進学力の向上

- ・教科指導・進路指導を中核的に担う教員の育成
- 主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、大学入試改革も見据えた授業改善の推進
 - ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
 - ・外部講師を活用した生徒向け合同進学セミナー等の開催

②就職力の向上

- ・専門性の深化・向上を図り、多様な進路希望に応えるための専門学科の充実
- 専門高校における専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向けた実習設備等の整備
 - ・次代の地域産業を担う人材育成に向けた、関係機関や地域産業界との連携強化

③キャリア教育・職業教育の充実

- 各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実
 - ・職場体験やインターンシップの実施、外部人材の活用など、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進
 - ・高校3年間を見通した「キャリア教育推進計画」の作成など、計画的・組織的な教科指導・進路指導の充実

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(6) 特別支援教育の充実

■ 現状と課題

- ・障がいのある者と障がいのない者が共生する社会の形成に資するため、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導と支援が求められている
- ・特別支援学校や特別支援学級等への在籍を希望する子どもや保護者が増える中、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす質の高い特別支援教育が求められている
- ・小・中学校では、特別支援学級、通級指導教室の設置数・在籍数ともに増加しており、特別支援学校教諭免許状保有教員の積極的配置とともに、教職員の専門性向上が必要
- ・本県の小・中・高等学校では、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成率が全国平均を下回っており、その意義や必要性等に関する理解度の向上を図り、作成・活用を促すことが必要

■ 主な取組

①きめ細やかな指導の充実

- 特別支援学校において、教務主任、学部主事等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ICT機器の効果的活用、各学部一貫性のある指導の確立を含め、特別支援学校における各教科等の授業改善の推進
 - ・子どもが抱える困難に対する早期発見、組織的・計画的な対応に向けた校内委員会の活性化
 - ・通常学級に在籍する障がいのある子ども等の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成推進・質の向上
 - ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応える特別支援学校のセンター的機能の強化

②教職員の専門性向上

- ・特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事配置の工夫改善
- 認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
 - ・合理的配慮の提供に関する理解促進等のための教職員研修の充実

③進学・就労支援体制の強化

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- 就労支援アドバイザーの活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実
 - ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(7) 時代の変化を見据えた教育の展開

■ 現状と課題

- ・ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、近年ではインターネットにおける誹謗中傷、デートDV、性同一性障がいなど新たな人権課題への対応も求められている
- ・ 人権教育においては、小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な指導が必ずしも十分ではない
- ・ 子どもたちが急速に発展する情報社会を主体的に生きていく上で、ICTの積極的活用を通じた情報活用能力の育成が求められている
- ・ 主体的・協働的な学習を充実するため、電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の整備が求められている
- ・ 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権など様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習の充実が求められている

■ 主な取組

①人権教育の推進

- 主体的な学びを通じた、人権尊重の精神を涵養するための体験的参加型学習の定着
 - ・ 人権教育主任を核として全教職員で人権教育に取り組む体制の確立
 - ・ 新たな人権課題に対応した教職員研修の充実
 - ・ 学校教育活動全体を通じた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- 子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育を行うための校種間連携の推進

②情報教育と教育の情報化の推進

- ICTを活用して課題に応じた情報を収集・整理・分析・まとめ・表現する一連の学習活動を通じた、情報活用の実践力の育成
 - ・ プログラミング教育等を通じた、論理的思考力や情報処理能力の育成
- 情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の推進
 - ・ 情報活用能力を育成する授業づくりのための教職員研修の充実
 - ・ 電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の計画的な整備

③持続可能な開発のための教育の推進

- ・ 他者や社会とのつながりや多様性を尊重し協働して課題を解決する力の育成など、各教科等を通じた持続可能な社会づくりに関わる学習活動の充実
- ・ 日本ジオパークや世界農業遺産、ユネスコエコパーク等を活用した教育の充実
- ・ ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進

Ⅱ グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められている
- ・留学や海外への進学実績から見て、本県の子どもの海外への挑戦意欲は低く、将来の留学等に前向きな子どもは、全体の4割程度にとどまる
- ・多様性を受け入れ協働する力を育成する上で、国際交流活動をはじめ日本人とは異なる価値観を持った者と交流する機会等の充実が求められている
- ・グローバル社会において多様な価値観を持つ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、英語力（語学力）の育成が求められる

■ 主な取組

①挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- 人材バンクの設置等を通じた、子どもたちがグローバルに活躍する人材に触れる機会の充実
 - ・留学フェアの開催や留学ガイドの作成、留学や海外大学進学に向けた相談窓口の設置等を通じた留学・海外進学に係る情報提供の充実
 - ・国費による留学支援の積極的な利用促進を含む、留学に係る経済的支援の充実
 - ・海外への挑戦意欲を喚起する、高校生対象のグローバルセミナーの開催

②多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの実施
- ・ALTの活用等による異文化理解の促進
- 県立学校での海外姉妹校協定の締結、県内留学生との交流促進など国際交流活動の推進
 - ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめ先進的な取組の普及
 - ・国際バカロレア認定に向けた研究の推進

③大分県や日本への深い理解の促進

- 郷土の先人に関する教材の作成・活用等による郷土学習の充実
 - ・芸術教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた、郷土や国を愛する心の育成
 - ・ふるさとの魅力継承のためのフォーラム等の開催
 - ・海外姉妹校との交流等を通じた、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

④知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

- 「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方が育成される「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習の充実
- ・学校図書館を基盤とした情報ネットワークの活用による言語活動の充実
- ・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善

〔・習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実〕

- ・思考力・判断力・表現力等を重視した高校入試の質向上
- ・ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進を含む、探究型学習の充実

⑤英語力（語学力）の育成

- 小・中・高等学校を通じた英語力向上を目指す「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発・普及など指導力の向上
- ・系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携の推進

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(1) いじめ対策の強化・充実

■ 現状と課題

- ・些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めていることから、本県はいじめ認知件数(1,000人あたり27.1件(H25))は全国平均(1,000人あたり13.4件(同))を上回っている
- ・他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率(84.4%)は、全国平均(88.1%)を下回る状況にあることから、いじめ解消率の一層の向上が求められている
- ・スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化している。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針」に基づき学校や関係機関が連携し、徹底した早期発見・早期対応が求められる

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

- 校長のリーダーシップの下、組織的な生徒指導体制の構築と校種間連携の推進
 - ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ問題対応マニュアル」等の活用推進
 - ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめゼロ子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
 - ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道徳教育の充実

②早期発見・早期対応の徹底

- 子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
 - ・定期的なアンケート調査や面接調査による、いじめに係る状況把握の徹底
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談窓口」における対応の強化
- スクールカウンセラー等の資質向上と効果的配置の推進

③関係機関と連携した支援の強化・充実

- ・学校警察連絡制度の活用促進
- 「いじめ解決支援チーム」の有効活用
 - ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、警察、法務等関係部局との連携強化

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(2) 不登校対策の強化・充実

■ 現状と課題

- ・ 本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いているため、不登校出現率（1,000人あたり13.3人（H25））の低減に向けた未然防止対策の充実が求められる
- ・ 不登校の原因や背景が複雑・多様化していることから、関係機関とも連携した組織的な対応の強化が求められる
- ・ 無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められている

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

- ・ 校長のリーダーシップの下、「不登校対策計画」に基づく組織的な取組の推進
- 地域不登校防止推進教員等を中心とした組織的な未然防止対策の充実
- ・ 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- ・ 小・中連携配置など、スクールカウンセラー等の効果的配置の推進

②早期発見・早期対応の徹底

- 「あったかハート1・2・3」運動の徹底
 - 欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- ・ 連続欠席3日以上の子どもの集計・把握と組織的対応の徹底

③学校復帰と社会的自立に向けた支援の充実

- スクールカウンセラー等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実
- ・ 定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援の充実
- ・ 青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- ・ 教育支援センター（適応指導教室）や青少年自立支援センター等関係機関との連携強化

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・地震・火災を想定した防災教育は全ての学校で行われているものの、火山災害など地域特有の自然災害については取組が不十分であることを踏まえ、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められている
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いため、地域住民や市町村防災担当部局との連携強化が求められる
- ・学校内や登下校中の生活事故、交通事故を防止するため、自ら危険を回避するための安全教育、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が求められる
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められている

■ 主な取組

①防災教育・防災対策の推進

- 防災活動やボランティア活動等を実際に体験する実践的な防災教育の推進
- 「防災教育実践事例集」の活用促進など、地域の実情に応じた防災教育に係る先進的取組の普及
 - ・防災士資格の取得促進を通じた学校防災力の向上
 - ・学校防災アドバイザーの指導助言を通じた危機管理マニュアルの見直し促進
 - ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実

②学校内外における子どもの安全対策の充実

- ・「運動部活動指導の手引き」等の活用による安全指導の徹底と救急体制の整備
- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーる」や「安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の充実
- ・交通安全・犯罪防止の両面からの定期的な通学路の安全点検の実施

③学校施設の整備・長寿命化等の推進

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- 「教育庁所管施設保全計画」に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

IV 信頼される学校づくりの推進

(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

■ 現状と課題

- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を進め、その取組が定着しつつあるものの、全学校・全教職員に取組が浸透するまでには至っていないため、更なる取組の徹底が求められている
- ・「芯の通った学校組織」づくりに当たって必要な学校マネジメントのツールを活用し、学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化することが求められている
- ・学校の目標や方針を家庭・地域と共有し、三者による連携・協働の下、目標達成に向けて組織的な取組を行う学校運営が求められる
- ・少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、学校教育と社会教育が連携した、地域とともにある学校づくりが求められる

■ 主な取組

①学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

- 学校目標の設定・検証方法の改善、目標の共有化や自己目標との連動など目標達成マネジメントの取組の徹底・強化
- 主任の役割の明確化による主任制度の活性化や、主幹教諭・指導教諭の配置促進、運営委員会の活用推進など組織マネジメントの取組の徹底・強化

②教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化

- ・PDCAサイクルを取り入れた組織的な授業改善の推進
- ・不登校対策をはじめとした学校全体での組織的な生徒指導の推進
- 学校の重点目標や重点的取組を家庭・地域と共有し、目標達成に向けて三者連携の下、それぞれの取組を進める学校・家庭・地域の協働推進
- 学校段階をまたぐ教育課題の解決に向けて「芯の通った学校組織」の取組を一貫して進めるための、小・中学校間、中・高等学校間等の連携推進
- ・分野横断的な教育課題の解決に向けた、福祉・警察等関係機関との連携強化

③地域とともにある学校づくりの推進

- 既存校の成果・課題の検証を踏まえた、コミュニティ・スクールの普及推進
- 「協育」ネットワークを活用した放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実
- ・学校の授業支援や登下校の見守りなど、学校と地域のコーディネート機能の充実
- ・「おおいた教育の日」の取組などを通じた、学校教育と社会教育の連携強化

IV 信頼される学校づくりの推進

(2) 魅力ある高等学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化や多極化の進展、全県的な少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められている
- ・生徒が未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、高等学校教育の質の確保・向上が求められている
- ・地域に活力を与え、地域を担う人材を育成するため、地域の実情に応じた特色ある高等学校づくりが求められる

■ 主な取組

①新しい時代に相応しい高等学校教育の質の確保・向上

- 主体的・協働的学びを重視した指導の充実など、大学入試改革も見据えた授業改善の推進
 - ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
 - ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善
 - ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
- 商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等と連携した専門高校の質の向上

②地域の実情に応じた特色ある高等学校づくりの推進

- ・コミュニティ・スクールの導入による、保護者や地域住民等の学校運営への参画促進
- 市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
 - ・地域社会や産業界と連携した専門教育の充実など、地方創生を担う人材育成の推進

IV 信頼される学校づくりの推進

(3) 教職員の意識改革と資質能力の向上

■ 現状と課題

- ・ 今後 10 年間で教職員の約半数が定年退職を迎える中、本県の教育課題に対応できる人材を確保するとともに、ベテラン教職員の持つノウハウの継承等、若手教職員の計画的な育成が求められている
- ・ 「芯の通った学校組織」の取組の深化を図る上で、管理職、主要主任等のミドルリーダーの養成とともに、学校教育課題への組織的な対応に向けた全教職員の意識の徹底が求められる
- ・ 精神疾患で病気休職になる教職員は平成21年度をピークとして減少傾向にあるものの、在職者比では依然として高水準で推移。また、教職員定期健康診断の結果によれば有所見率が83.2% (H25) と高く、中でも生活習慣病の予備軍が多く見られる
- ・ 児童生徒の模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要がある

■ 主な取組

① 「教育県大分」を担う人材の確保・養成

- 「求める教職員像」を踏まえた採用選考試験の実施・改善
 - ・ 教育庁チャンネルや県内外の教員養成機関等を通じた、教員志望者等への大分県教育に関する情報発信の強化
 - ・ 管理職採用資格保有者選考を通じた、「芯の通った学校組織」の取組趣旨を理解して学校改革に取り組む意欲に富んだ管理職の養成

② 教師力の向上と適材適所の配置

- 教職員のライフステージに応じた計画的・体系的な研修（O J T、O f f - J T）の充実
- 「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
 - ・ 人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システムの効果的運用を通じた人材育成の推進
 - ・ 教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
 - ・ 小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
 - ・ 学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置促進

③ 校務環境の整備

- 「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組や「学校現場の負担軽減ハンドブック」の活用促進を通じた、学校における事務効率化や会議の縮減等の推進
 - ・ 「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
 - ・ 学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
 - ・ 県立学校へのサービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の導入や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
 - ・ 校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要な I C T 機器の計画的な整備

④ 教職員の健康の保持・増進

- 「こころのコンシェルジュ」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
 - ・ 生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

⑤ 教職員の服務規律の徹底

- ・ 服務規律の保持と倫理観の醸成

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(1) 多様な学習活動への支援

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められる
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められる
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人一人の人権意識を高める学習の充実が求められる
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動等を通じた取組の強化が求められる

■ 主な取組

①多様な学びを支える環境づくりの推進

- 県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供
- 公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進
 - ・県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能再編
 - ・生涯学習提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
 - ・郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
 - ・県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

②地域人材の育成と生涯学習の担い手の養成

- ・「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- 自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
 - ・ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
 - ・市町村主催の各種講座・研修等に必要な講師情報等の提供
- 社会教育主事など社会教育関係指導者の養成と資質向上
 - ・市町村の公民館や公立図書館等の職員を対象とした研修の充実

③人権意識を高める学習の推進

- 地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
 - ・県民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
 - ・指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
 - ・新たな人権課題に対応した人権学習の充実
- ・大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(2) 社会全体の「協育」力の向上

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められている
- ・ 地域の教育力の活性化を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む新たな体制の整備が求められている

■ 主な取組

① 「協育」ネットワークの充実・深化

- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体と連携した活動を通じた地域コミュニティの再構築
- 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

② 「協育」力を活かした地域活動の展開

- 学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実
- ・ 学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校の求めに応じた活動の推進
- ・ 地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- 地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・ 地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されている
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められる

■ 主な取組

①家庭教育支援体制の整備

- 公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
 - ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
 - ・家庭教育支援に携わる人材養成のための研修の充実
 - ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

②保護者に対する学習機会の提供

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- 家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
 - ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、次世代に着実に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が求められる
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められている
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化について親しむ機会や理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められている

■ 主な取組

①文化財・伝統文化の保存

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、保存・管理の推進
- ・ 市町村教育委員会と連携した文化財の状況把握の徹底
- 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

②文化財・伝統文化の活用

- ・ 文化財の修理現場の公開をはじめとする文化財を核にした観光戦略の展開
- 文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」の認定促進による地域の活性化
- 埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・ 文化財を紹介する案内板等の整備・充実

③文化財・伝統文化の継承

- ・ 子どもが伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・ 子ども神楽保存団体など文化財愛護団体の活動発表機会の充実
- 県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実
- ・ 文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・ 地域に伝わる伝統文化の伝承教室や保存のための技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・ 文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や積極的な情報発信の推進

Ⅶ 県民スポーツの推進

(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的な運動・スポーツ実施率（40.5%（H25））は全国平均（47.5%（同））より低いため、運動・スポーツの実施に関する意識啓発が求められている
- ・ 本県の運動・スポーツ実施率を見ると、ライフステージが上がるにつれて実施率が上昇しているものの働く世代の実施率が低く、中でもライフステージが上がるほど全国平均を下回る状況にある
- ・ 「県民のスポーツに関する実態調査」（H25）の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられている

■ 主な取組

① ライフステージに応じたスポーツの推進

- 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
 - ・ 地域人材の活用や発達段階に応じた指導の充実（子ども）
 - ・ 職場と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実（働く世代）
 - ・ 総合型地域スポーツクラブを活用した健康教室や軽運動プログラムの充実（高齢者）

② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- 身近な地域でスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブへの加入促進
 - ・ 市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
 - ・ クラブマネージャーや体力チェックサポーター等各種人材の育成・活用や拠点クラブの育成など、「広域スポーツセンター」による支援の充実
 - ・ 「総合型クラブおおいたネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上

Ⅶ 県民スポーツの推進

(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

■ 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められている
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々である
- ・既存の県立屋内スポーツ施設の老朽化、大規模大会への対応が困難といった現状等を踏まえ、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実が求められている
- ・日本体育協会公認の有資格指導者数（26年10月現在）は1,695人と全国的に見て少ない状況にあり、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要

■ 主な取組

①「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

- ・大規模大会の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- 未経験者を対象とした研修会の開催や登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実

②スポーツ施設の整備・充実

- 武道を中心として多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の整備
- ・利用者の幅広いニーズに対応した県立スポーツ施設の在り方の検討
- ・地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

③スポーツ指導者の養成・確保と関係団体との連携強化

- ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・福祉等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉等関係部局や市町村との連携強化

Ⅷ 世界に羽ばたく選手の育成

世界に羽ばたく選手の育成

■ 現状と課題

- ・国民体育大会の少年種別やインターハイ等における競技力が低下傾向にあり、この傾向に歯止めをかけ、競技力の向上を図る上で、優れた才能を持ったジュニア選手の発掘・育成・強化が求められる
- ・平成 20 年の「チャレンジ！おおいた国体」での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、次代を担う卓越した指導者の養成・確保が求められている
- ・本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会を目指すための仕組みづくりが求められている
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックや 2019 年ラグビーワールドカップ大会等の各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっている

■ 主な取組

①ジュニア期からの一貫指導体制の確立

- 優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- 県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

②優秀選手の育成・強化

- 世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
 - ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
 - ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

③スポーツを支える人材の養成

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- 各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
 - ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
 - ・スポーツ医科学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
 - ・「大分県競技力向上スーパーコーチ」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

④世界を目指す競技力を支える環境の整備

- 日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援システムの構築
 - ・大分県体育協会をはじめ関係機関との連携・協力による、最先端のスポーツ医科学の活用促進
 - ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や県教育庁チャンネルなどを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

「新大分県総合教育計画」（現行計画）の構成

目次

はじめに

大分県教育委員会 教育長 野 中 信 孝

1 新大分県総合教育計画の改訂にあたって

改訂の趣旨	1
計画の性格・役割	1
計画の期間	1
改訂の主な内容	1
新大分県総合教育計画の体系	3

2 施策

I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進	
1 県民の期待に応える教育行政の推進	5
2 県民総ぐるみによる教育の推進	7
3 人権教育の充実	10
II 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進	
1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	12
（1）義務教育における基礎的・基本的な学力の定着	12
（2）子どもの体力の向上	15
（3）子どもの健康づくり	18
（4）時代の変化を見据えた教育の展開	20
（5）豊かな心の育成	22
（6）幼児教育の充実	25
（7）高校生の進学力・就職力の向上	27
（8）一人一人の障がいに応じた指導の充実	30
2 地域力を活かした学校づくりの推進	33
III 子どもの安全・安心の確保	
1 安全・安心な学校づくりの推進	36
2 いじめ・不登校等問題行動への対応の強化	39

IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

1 生涯学習社会の形成と社会教育の推進	
（1）県民の生涯学習を支えるための基盤の整備	42
（2）社会教育の推進	45
2 文化芸術の振興と文化財の保存・活用・継承	
（1）文化芸術活動の促進	48
（2）文化財・伝統文化の保存・活用・継承	50
3 県民スポーツの振興	
（1）県民スポーツの推進基盤の整備	53
（2）競技スポーツの振興	56

V 教育基盤の整備

1 教職員の意識改革と資質能力の向上	59
2 教育環境の整備	61
3 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実	64

3 計画のフォローアップと今後の展開

計画のフォローアップと点検・評価	67
計画のフォローアップ及び点検・評価のフロー図	67
新大分県総合教育計画フォローアップ委員会	68

目標指標一覧（再掲）

69

参考資料 2

大分県長期総合計画（素案）

< 抜粋 >

【発展】 1. 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

(所管部局：教育庁)

(1) 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化や少子高齢化など変化の激しい時代を生きる大分県の全ての子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進していくことが重要です。
- ・本県の子どもの学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を上げていますが、今後も取り組みの継続・強化が求められます。一方、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題があります。
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係をはぐくむ力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身につけさせることが求められています。
- ・本県では、子どもの体力の向上を図る上で、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっています。
- ・障がいの有無にかかわらず、子どもが自立し社会参加をするためには、特別なニーズに応じた教育の推進が必要です。

■ これからの基本方向

- ・小・中学校では、児童生徒の「学びに向かう力」と「知識・技能」を活用した「思考力・判断力・表現力」の育成を図ります。高等学校では、「知識・技能」を活用した「思考力・判断力・表現力等の能力」や「主体的に多様な人々と協働し学ぶ態度」の育成を図ります。
- ・道徳教育の充実や体験活動の推進等により、子どもたちの豊かな人間性や社会性等の育成を図ります。
- ・全ての子どもたちに運動の喜びや楽しさを喚起し運動の習慣化・日常化を推進することにより、体力の向上を図ります。
- ・特別なニーズに応じた教員の専門性を高めて個別の指導や支援を充実させるとともに、多様な進路希望に応じる支援体制を強化します。

■ 主な取り組み

① 確かな学力の育成

- 知識・技能と思考力・判断力・表現力等の双方が育成される、小・中・高・特別支援学校を通じて求められる「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求
- マネジメントサイクル（PDCAサイクル）を取り入れた組織的な授業改善の推進
- 問題解決的な展開の授業や児童生徒の習熟の程度に応じた指導、補充学習等による個

別指導、家庭学習指導の充実

- ・協働的な学習、ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善

②豊かな心の育成

- ふるさとを愛する心の育成をはじめ、学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・読書習慣の確立と芸術教育の充実、体験活動の推進

③健康・体力づくりの推進

- 学校体育の充実や運動の日常化・習慣化の推進
- 学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進
- ・保健教育・保健管理の充実

④幼児教育の充実

- ・幼保小の円滑な連携の推進
- 幼・保・小職員の資質能力の向上のための研修機会の充実

⑤高校生の進学力・就職力の向上

- 高大接続改革に対応した思考力・判断力・表現力を育成するため、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の充実
- ・生徒が自ら設定する志望校に進学できる学力の育成、進学指導体制の強化
- ・SGH（スーパーグローバルハイスクール）、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校等の先進的な取り組みの成果の県内高校への波及
- ・学校段階に応じたキャリア教育と職業教育の推進、地域産業界との連携の推進

⑥特別支援教育の充実

- ・乳幼児期からの一貫した支援体制の構築
- 特別支援教育を担う教員の専門性の向上
- 個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用による指導・支援の充実
- 進学・就労支援体制の強化

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
児童生徒の学力（知識・技能・全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7% 中 57.3%	小 63% 中 59%	小 65% 中 61%
児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等・全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1% 中 52.4%	小 58% 中 54%	小 61% 中 56%
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）	小 77.0% 中 78.1%	小 79% 中 81%	小 81% 中 84%
未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0% 中 65.7%	小 80% 中 70%	小 85% 中 75%

【発展】 1. 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

(所管部局：教育庁)

(2) グローバル社会を生きるために 必要な「総合力」の育成

■ 現状と課題

- ・グローバル化に伴い、世界に通用する「グローバル人材」の育成が求められていますが、県内の児童・生徒は、海外への挑戦意欲、留学や海外への進学実績が低く、サポートも不十分な状況にあります。また、小・中・高等学校での国際交流活動の頻度や継続性等に課題があります。
- ・郷土への愛着や誇りを持つ心情が育まれていくよう、郷土の先人や芸術、歴史遺産について知る機会の充実などが求められています。また、小中学校での「活用する力」の育成や高等学校での「思考力・判断力・表現力等」の育成のための継続的な授業改善も求められています。
- ・児童・生徒の英語力に関しては、「授業が分かる」、「好き」と答える生徒の割合が他教科よりも低い状況にあります。各学校段階ごとの明確な目標設定のもと、小・中・高等学校を通じた英語力の継続的な向上を図る必要があります。

■ これからの基本方向

- ・グローバル人材に触れる機会、留学や海外大学への進学等の気運の醸成や情報提供の充実を図ります。また、県内留学生やALT（外国語指導助手）を活用した取り組みや、海外の学校の児童・生徒との交流等を通して異文化理解活動の充実を図ります。
- ・国際交流や異文化理解の推進、郷土学習の充実等を通して、多様な文化を尊重できる態度や国や郷土を愛する心の育成を図ります。
- ・小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の向上に向けて英語教育の改善を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成のための継続的な授業改善を進めます。
- ・SGH（スーパーグローバルハイスクール）指定校をはじめ、先進的な取り組みの成果を県内高校へ波及させます。

■ 主な取り組み

①挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- 人材バンクの設置等により、子どもたちがグローバル人材に触れる機会を充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供など留学支援の取り組みの充実

②多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュキャンプの実施
- 県立学校での海外姉妹校協定の締結など国際交流の推進
- ・異文化理解の推進の観点からのALTの活用
- ・国際バカロレア認定に向けた研究の推進

③大分県や日本への深い理解の促進

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- ・芸術教育や道徳教育を中心として学校教育活動全体で郷土や国を愛する心を育成
- 海外姉妹校との交流等の中で郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

④知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

- 知識・技能と思考力・判断力・表現力等の双方が育成される、小・中・高・特別支援学校を通じて求められる「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

⑤英語力（語学力）の育成

- 小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力向上をめざしたプランの策定及びプランに基づく英語教育の改善
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発
- ・評価方法、目標、授業モデルの全学校への普及

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合	40%	50%	60%

【発展】 1. 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

(所管部局：教育庁)

(3) 安全・安心な教育環境の確保**■ 現状と課題**

- ・いじめ・不登校、暴力などの問題行動の原因や背景は複雑で多様化しており、未然防止や事案への対応に当たり関係機関と連携した組織的な取り組みが求められています。
- ・いじめについては、1,000人当たりの認知件数が全国平均より多い状況ですが、これは些細ないじめも見逃さず、早期に認知して早期に対応するよう努めているためです。今後はいじめ解消率の一層の向上に取り組む必要があります。
- ・本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いており、出現率の低減が課題となっています。
- ・地震等の自然災害、登下校時の交通事故や不審者による声かけ、部活動などにおける事故など、子どもたちを取り巻く環境にはさまざまな危険が潜んでおり、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を確保することが求められています。

■ これからの基本方向

- ・いじめ・不登校、暴力などの問題行動の未然防止と事案への的確な対応を図るため、学校と家庭、福祉や警察等の関係機関が連携した組織的な取り組みへの支援を充実します。
- ・子どもたち一人ひとりが安全で安心して学べる教育を推進するため、学校における生徒指導体制及びスクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実を図ります。
- ・地域の実情に応じた防災教育など安全教育を推進し、学校内外における児童生徒の安全確保に取り組めます。

■ 主な取り組み

①いじめ対策の強化・充実

- 各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた組織的な取り組みの推進
- ・福祉、医療、警察等の関係機関と連携しいじめ防止の取り組みの推進
- ・「いじめゼロ子どもサミット」の開催など、子どもたちによる防止活動の推進

②不登校対策の強化・充実

- 地域不登校防止推進教員等を活用した、学校における不登校の未然防止と初期対応の推進
- ・スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実と学校復帰支援の推進
- ・「あったかハート1・2・3」運動の展開による、欠席初期段階の組織的な対応の強化
- ・福祉、医療等の関係機関と連携した、不登校児童生徒の学校復帰支援の充実

③安全・安心な学校づくりの推進

- 学校の立地環境等、地域の実情に応じた防災教育の推進
- ・学校における危機管理の徹底や地域と協働した防犯対策の推進
- ・学校安全にかかる研修の充実による教職員の知識の習得と意識の啓発
- ・部活動中の安全管理の徹底、生徒輸送時の事故防止対策の推進
- ・建築後30年を経過する学校施設の大規模改造工事による長寿命化の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
不登校児童生徒の出現率	1.33% (H25年度)	1.15%	1.00%
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	61.4%	85%	100%

【発展】 1. 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

(所管部局：教育庁)

(4) 信頼される学校づくりの推進**■ 現状と課題**

- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて、組織的に教育活動に取り組むよう学校改革を進め、その取り組みが定着しつつあります。しかしながら、全学校・全教職員に取り組みが浸透するまでには至っていません。
- ・グローバル化や多極化の進展、全県的な少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化している中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・私立学校については、児童・生徒のさまざまな個性を豊かに伸ばす私学教育の展開が求められています。

■ これからの基本方向

- ・学校マネジメントにかかる取り組みの徹底を図るとともに、学力・体力の向上等各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取り組みを一層推進します。
- ・焦点化・具体化された学校の目標を家庭・地域と共有し、それぞれが目標達成に向けた取り組みを行い連携を進めていく学校・家庭・地域の協働を推進します。
- ・高等学校教育における質の確保と多様な学習ニーズへの対応を図ります。
- ・大分県の全ての子どもたちに、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育を着実に推進するため、教職員の意識改革と資質能力の一層の向上を図ります。
- ・私立学校の建学の精神と自主性を尊重し、児童・生徒一人ひとりの能力・適正に応じた私学教育の充実を支援します。

■ 主な取り組み

①目標達成に向けた組織的な取り組みの推進

- 学校評価など目標達成マネジメントと、それを支える組織マネジメントの取り組みの徹底
- 児童生徒の力や意欲についての課題把握と指標の設定、校内研究の質の向上など組織的な授業改善の推進
- 不登校の未然防止、初期対応、学校復帰支援等、組織的な生徒指導の推進

②地域とともにある学校づくりの推進

- 学校・家庭・地域が協働した学校づくりの推進
 - ・授業支援や部活動の指導、放課後・土曜日の活動などへの地域人材の参画の推進
 - ・「おおいた教育の日」など、県民の教育に対する関心と理解を高めるための学校教育部門と社会教育部門が連携した取り組みの充実

③教職員の意識改革と資質能力の向上

- ・教員採用試験の見直し・改善
- ・教職員研修、広域人事異動、教職員評価システムなどを通じた人材育成の推進
- ・教育課題の解決に向けて資質能力を十分に発揮できる適材適所の配置
- ・教職員の健康保持・増進などを通じた、資質能力を十分に発揮できる環境の整備

④魅力ある高等学校づくりの推進

- 新しい時代に相応しい高等学校教育の質の確保
 - ・グローバル人材等の育成をめざす高等学校や地域に根ざした高等学校など、さらなる特色化の推進

⑤魅力ある私立学校づくりへの支援

- ・グローバル人材等の育成や情報化など、社会の変化に対応した教育への支援
- ・学力の向上、キャリア教育（資格取得）の推進、スポーツ・文化活動の振興、不登校生の受け入れ、看護・調理その他の特色ある学科の設置など、魅力ある私立学校づくりの推進
- ・教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減、経営の健全性の確保などの自主的な取り組みの促進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16% 中 13% (H25年度)	小 40% 中 30%	小 65% 中 45%

【発展】 1. 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

(所管部局：教育庁)

(7) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援**■ 現状と課題**

- ・ 県民の学習への欲求は多様化、高度化しています。ライフステージに応じ、多様な課題に対応した学習機会を提供することが重要ですが、依然として地域による学習機会の提供に差が見られます。また、誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・ 少子高齢化の進行とともに、人間関係の希薄化といった課題が生じており、こうした中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。また、家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身につける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められています。

■ これからの基本方向

- ・ 生涯学習に関する講座や施設などの学習情報の提供や公民館・図書館などの関連施設の機能の向上など、県民の生涯学習を支える基盤を整備します。
- ・ 社会の要請に応じた学習機会の提供と個人、団体、地域の課題解決に繋がる学習相談機能の充実を図ります。
- ・ 「協育」ネットワークを活用した子ども支援等を通して、自らの課題を解決し他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を図ります。
- ・ 子どもの健全育成と学校の教育活動を充実させるため、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力向上を図る取り組みを推進し、学習機会の提供等の家庭教育支援の充実を図ります。

■ 主な取り組み

①多様な学習活動への支援

- 地域活動を活性化させる次代を担う人材の育成
 - ・社会教育振興を担う市町村職員の資質向上と学習プログラムの提供
 - ・ICTを活用した講座や講師情報の提供
 - ・地域の学習拠点としての公民館・図書館などの機能向上
 - ・個人、団体、地域の課題解決に繋がる学習相談機能の充実
 - ・県民が学んだ成果を地域の活動に還元できる機会の拡大

②社会全体の「協育」力の向上

- ・子どもの学びを総合的に支援する「協育」ネットワークの充実・深化
- まちづくりなどの領域への「協育」ネットワークの展開
 - ・地域住民の参画・協働による、子どもへのさまざまな体験や学習の場の提供
 - ・地域に根ざした環境や科学、防災などの学習機会の充実
 - ・「協育」ネットワークを支える人材の育成

③コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- 公民館等を集いの場とした、学校、家庭、地域をつなぐ家庭教育支援体制の構築
 - ・子育てで支援など関係施策と連携した家庭教育支援の推進
- 家庭教育の重要性の理解を深めるための学習プログラムの提供
 - ・家庭教育支援を担う地域人材の養成

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
「協育」ネットワークの取り組みに参加する地域住民の割合	7.4% (H25年度)	8.8%	10.0%
公立図書館の利用者数	229万人	237万人	245万人

【発展】 2. 芸術文化による創造県おおいとの推進

(所管部局：教育庁)

(3) 文化財・伝統文化の保存・活用・継承**■ 現状と課題**

- ・県内には、各地域で長い間受け継がれてきた文化財・伝統文化が数多く残されています。こうした文化財・伝統文化は、地域の歴史や文化を理解する上での重要な資料であるだけでなく、地域の人々の誇りやきずな、文化的アイデンティティの礎となるものでもあります。
- ・本県の文化財・伝統文化を県民共有の財産として適切に保存・管理するとともに、地域の歴史的・文化的特色を活かしたまちづくりや観光資源として積極的に活用していくことなどを通して、次世代に着実に継承していくことが求められています。

■ これからの基本方向

- ・県内の各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り、育てるとともに、次世代に着実に継承していくため、国や県の指定・登録制度を活用するなど、文化財・伝統文化の適切な保存・管理に努めます。
- ・文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りやきずな、文化的アイデンティティの礎であることに留意して、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや、観光振興・地域活性化を推進します。
- ・積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化について親しむ機会や理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取り組みを推進します。

■ 主な取り組み

①文化財・伝統文化の保存

- 文化財の指定・登録制度を活用した、適切な保存・管理の推進
 - ・市町村教育委員会と連携した文化財の状況把握の徹底
 - ・地域全体を歴史・文化空間ととらえた面的な保存の推進

②文化財・伝統文化の活用

- ・文化財の修復現場公開の推進などによる、観光振興への活用
- 日本遺産の認定など文化財の活用
 - ・教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備

③文化財・伝統文化の継承

- 学校教育などを通じた子どもたちの鑑賞、発表機会の充実
 - ・歴史博物館などの教育施設が実施する展示の積極的PRや、学校への訪問講座の充実
 - ・文化財や伝統文化についての積極的な情報発信
 - ・文化財愛護団体相互のネットワークの強化
 - ・伝統芸能団体の後継者育成のための支援
 - ・文化財・伝統文化を映像資料として記録保存するなど、デジタル化の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
国・県指定の文化財数	894件	920件	945件
県立歴史博物館などの利用者数	101,000人	113,000人	115,000人

【発展】 3. スポーツの振興

(所管部局：教育庁)

(1) 県民スポーツの推進**■ 現状と課題**

- ・「県民のスポーツに関する実態調査（平成25年度）」の結果では、成人のうち定期的に運動・スポーツに取り組みたいと回答した者の割合は約7割、また「みる」人を含め運動・スポーツに関心を持つ者の割合が8割超と高いものの、実際に運動・スポーツに取り組む者の割合は約4割にとどまっています。
- ・同調査の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も、青少年の健全育成や地域社会の活性化などさまざまです。
- ・より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツの意義や価値を共有し、スポーツ環境を整備していくことが求められています。

■ これからの基本方向

- ・青少年の体力を向上させるとともに、人格の形成の機会として積極的に活用し、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実させます。
- ・心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、幼児から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備します。
- ・地域スポーツが優れたスポーツ選手を輩出し、そのスポーツ選手が地域スポーツに寄与するというスポーツ界の好循環を創出します。

■ 主な取り組み

①生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

- ライフステージに応じたスポーツの推進とスポーツ環境の充実
 - ・地域や職場におけるスポーツの推進
 - ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援・加入促進
 - ・ライフステージに応じた多様なスポーツイベントの充実

②県民スポーツを支える環境づくりの推進

- ・「みる」「ささえる」スポーツイベントの推進
- ・スポーツボランティア活動の推進
- ・スポーツ情報提供システムの構築
- 県立スポーツ施設の整備・充実
 - ・県民のスポーツ活動の支援体制の整備
 - ・学校体育施設・設備の整備・充実及び学校開放の推進

③指導者の養成・確保と関係団体との連携の推進

- ・県民の多様なニーズに応じた指導者の養成・確保
- ・障がい者スポーツ指導者の活用
- ・各種スポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携
- ・人材やスポーツ医科学等の成果等を地域スポーツに活用

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	40.5% (H25年度)	50%	56%
総合型地域スポーツクラブの会員数	15,614人	18,000人	20,000人

【発展】 3. スポーツの振興

(所管部局：教育庁)

(2) 世界に羽ばたく選手の育成

■ 現状と課題

- ・本県では、国民体育大会における少年種別の競技力が低下傾向にあります。この傾向に歯止めをかけ、競技力の向上を図る上で優れた才能を持ったジュニア選手の発掘・育成・強化が求められています。
- ・平成20年の「チャレンジ！おおいた国体」での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、次代を担う卓越した指導者の養成・確保が求められています。
- ・本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会をめざすための仕組みづくりが求められています。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019等の各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。

■ これからの基本方向

- ・国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や、競技団体への支援に取り組みます。
- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制の整備を図り、効果的な選手の育成・強化に取り組みます。
- ・関係機関・団体との連携により、選手の競技力向上に向けた指導体制の充実・強化を図ります。

■ 主な取り組み

①ジュニア期からの一貫指導体制の推進

- 優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

②優秀選手の育成・強化

- 世界に通じる優秀選手（県選抜選手）の重点的・継続的な競技力の向上
- 国際大会誘致などの取り組みと連動した、世界トップレベルの選手・チームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチームへの支援の充実

③スポーツを支える人材の養成

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医科学を活用したサポート体制の整備
- ・スーパーコーチなどを活用した、指導者の異競技間等交流の促進

④世界をめざす競技力を支える環境の整備

- 優秀選手に対する県内企業への就職支援など産業界等との連携
- ・最先端のスポーツ医科学を活用するための条件整備
- ・ソーシャルネットワークサービス等を活用した広報の充実

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
国際大会出場者数	35人	40人	45人

【安心】6. 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進

(所管部局：生活環境部)

(1) 人権を尊重する社会づくりの推進

■ 現状と課題

- ・同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題などさまざまな人権問題がある中で、人権に関する県民意識調査（平成25年実施）では、人権に関心がある人は47.3%、人権問題講演会等の参加経験は52.9%であり、人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められています。インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題など新たな人権問題に対応するとともに、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題の解決に向けた粘り強い取り組みが必要です。
- ・配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- ・学校教育において計画的に人権学習の推進が行われていますが、知識の習得にとどまっているとの指摘があり、実践的行動力の育成が課題です。

■ これからの基本方向

- ・人権尊重社会の実現を基本理念として、人権尊重意識を醸成する人権教育・啓発や人権問題に関する相談・支援・権利擁護の推進などさまざまな人権施策を総合的に進めます。
- ・同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。
- ・女性への暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談、保護、自立支援などの被害者支援体制を充実し、男女共同参画実現のための男女平等と人権の尊重を守る環境づくりを進めます。
- ・人権が尊重される社会づくりを担える力をもった県民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において日常的な人権教育、市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進します。

■ 主な取り組み

①人権行政の推進

- ・同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者などさまざまな分野における人権課題の差別解消に向けた教育・啓発の推進及び相談支援の充実
- ・マスメディア、ICTなどさまざまな手法を活用した啓発の促進
- 市町村と連携した企業・団体内研修の促進
 - ・教材・プログラムの開発・整備
 - ・人権尊重意識の確立に向けた県職員研修の充実と市町村職員研修の支援促進
 - ・関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の強化

- ・人権尊重社会づくりに取り組むNPOの活動支援促進
- ・先進的、特徴的に人権尊重社会に取り組む県内の個人・団体への顕彰

②新たな人権問題への対応

- ・特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発促進
- ・セクシュアル・マイノリティの理解促進のための啓発
- ・接統事業者に対する措置要請などインターネット上の人権侵害への積極的な対応

③同和対策の推進

- ・同和問題解決に向けた施策の継続実施
- ・市町村の隣保館活動への支援

④男女共同参画実現のための男女の平等と人権の尊重

- ・女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進
- ・配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実

⑤人権教育の推進

- ・人権教育を推進する指導者やファシリテーターなどの人材養成・活用
- ・学校教育における人権教育の推進体制及び指導方法などの充実
- ・社会教育における人権教育の推進体制整備及び学習活動への支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
人権問題専門研修受講者数(累計) (人権問題研修講師入門講座、 企業・団体啓発リーダー養成研修、 市町村人権啓発リーダー研修)	456人	1,206人	2,000人
体験的参加型人権学習を受講した 児童生徒の割合	91.3%	100%	100%

平成27年度全九州高等学校体育大会の結果等について（概要）

1 開催期日

平成27年6月11日（木）～7月20日（月）

2 開催県及び実施競技数等

九州8県で自転車競技など34競技を分担開催

大分県開催：ハンドボール、テニス、卓球（3競技）

*ライフル射撃は、全九州高校体育大会では未実施。九州高校ライフル射撃選手権大会の成績を記載

3 成績

（1）ベスト4以上の競技種目数

*下段は昨年度

区分	1位	2位	3位	4位	合計
団体	8	3	10	5	26
	1	11	10	2	24
個人	24	26	44	17	111
	31	17	22	17	87

（2）優勝競技

【団体】7競技8種目

バレーボール（女子）	東九州龍谷高校
ハンドボール（男子）	大分雄城台高校
テニス（男子）	大分舞鶴高校
水球	大分商業高校
陸上競技（男子学校対抗）	楊志館高校
ヨット（女子学校対抗）	別府青山高校
ライフル射撃（男子A R）	由布高校
ライフル射撃（男子B R）	由布高校

【個人】8競技24種目

陸上競技（5種目）、ボート（4種目）、フェンシング（4種目）、
水泳・競泳（4種目）、ライフル射撃（3種目）、ヨット（2種目）、
なぎなた（1種目）、空手道（1種目）

4 今後の大会

（1）全国高等学校総合体育大会（インターハイ）

7月28日（火）～8月20日（木）

和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県（2府4県）

【 団体の部 】

NO.1

NO.	順位	競技・種目		学校名
1	1位	陸上競技	男子学校対抗	楊志館高等学校
2		テニス	男子	大分舞鶴高等学校
3		バレーボール	女子	東九州龍谷高等学校
4		ハンドボール	男子	大分雄城台高等学校
5		ヨット	女子学校対抗	別府青山高等学校
6		水球	男子団体	大分商業高等学校
7		ライフル射撃	男子 AR団体	由布高等学校
8			男子 BR団体	由布高等学校
9	2位	ハンドボール	女子	大分高等学校
10		ソフトテニス	女子団体	明豊高等学校
11		登山	女子団体	竹田高等学校
12	3位	アーチェリー	女子	大分東明高等学校
13		少林寺拳法	女子団体演武	玖珠美山高等学校
14		陸上競技	学校対抗	大分西高等学校
15		自転車	学校対抗	別商・翔青高等学校
16		ライフル射撃	女子 AR団体	東九州龍谷高等学校
17			女子 BR団体	由布高等学校
18	3位タイ	サッカー	男子	中津東高等学校
19		バレーボール	男子	大分工業高等学校
20			女子	大分商業高等学校
21	ハンドボール	男子	大分高等学校	
22	4位	サッカー	女子団体	柳ヶ浦高等学校
23		体操(競技)	女子団体	大分西高等学校
24		ヨット	男子学校対抗	別府青山高等学校
25		登山	男子団体	竹田高等学校
26		水泳	男子総合	大分雄城台高等学校

[個人の部]

NO.1

NO.	順位	競技・種目	氏名	
1	1位	陸上競技	女子 800m	首藤 紗英
2			女子 3000m	工藤 杏華
3			男子 400m	松清 和希
4			男子 110mハードル	児玉 健太
5			男子 4x400mリレー	清松・松清・児玉・加藤
6		ボート	男子 シングルスカル	高瀬 稜真
7			男子 ダブルスカル	神崎・畠山・吉岡
8			女子 シングルスカル	大門 千紗
9			女子 ダブルスカル	村岡・佐藤・石松
10		ヨット	女子 420級	赤嶺・丸山・清水・平野
11			女子 FJ級	秋吉・帯刀・石川・白石
12		なぎなた	試合	園田 茉央
13		フェンシング	男子 個人フルーレ	上野 優斗
14			男子個人エペ	伊野 蒼汰
15			女子 個人エペ	小田 みはる
16			女子 個人サーブル	矢幡 侑菜
17		空手道	女子 個人形	尾関 栄麻菜
18		ライフル射撃	男子 10mARS60JM	竹中 明成
19			男子 BP40JM	工藤 湧士
20			女子 BR54JW	松尾 栞奈
21		水泳	男子400M個人メドレー	伊藤 海輝
22			男子200M個人メドレー	伊藤 海輝
23			男子200M平泳ぎ	浅井 拓実
24			女子100Mバタフライ	清田 栞那
25	陸上競技	女子 走高跳	渡邊 智世	
26		女子 砲丸投	加藤 碧	
27		女子 7種競技	岡野 知佳	
28		男子 3000m障害	藤井 雄大	
29		男子 三段跳	三浦 崇太郎	
30	ウェイトリフティング	56kg級	内尾 友紀	
31		85kg級	末松 昌己	
32	自転車	男子 チームスプリント	小島・佐藤・田村・首藤	
33		男子 スプリント	甲斐 俊祐	
34		男子 4km速度競走	長松 大祐	
35	テニス	男子 シングルス	古賀 大貴	
36	ボート	男子 ダブルスカル	後藤・衛藤・栗山	
37		女子 シングルスカル	高野 晃帆	
38	ヨット	女子 FJ級	上園田・土谷・ラミレス・高橋	
39	体操(新体操)	女子 個人総合	堀 七瀬	
40	柔道	女子個人(48kg級)	辻田 愛佳	
41		女子個人(57kg級)	山下 彩	
42		男子個人(81kg級)	下山 和哉	
43	相撲	個人戦(無差別級)	間地 良太	
44	フェンシング	男子 個人サーブル	松重 宗一郎	
45	ライフル射撃	男子 10mARS60JM	竹本 貴俊	
46		男子 BP40JM	濱田 黎	
47		女子 10mS40JW	高橋 笑	
48		女子 BP40JW	山田 愛	
49	水泳	男子100M平泳ぎ	浅井 拓実	
50		女子200mバタフライ	清田 栞那	
51	3位	陸上競技	女子 100m	都甲 留愛
52			女子 400m	児玉 彩希
53			女子 800m	日隈 彩美
54			女子 400mハードル	児玉 彩希
55			男子 200m	松清 和希
56			男子 5000m	伊東 颯汰

【 個人の部 】

NO.2

NO.	順位	競技・種目		氏 名	
57	3 位	体操 (新体操)	女子 個人総合	日名子 蓮	
58			女子個人クラブ	日名子 蓮	
59			女子個人ボール	日名子 蓮	
60		体操 (競技)	女子個人 (平均台)	矢野 朱音	
61		ウエイトリフティング	6 2 k g 級 トータル	川野 雅弥	
62			9 4 k g 級 トータル	石川 聡一郎	
63			+ 1 0 5 k g 級 トータル	田原 祐貴也	
64		自転車	4 k m チーム・パーシュート	藤内・廣瀬・甲斐・長松	
65			1 k m タイムトライアル	甲斐 俊祐	
66			3 k m インディヴィデュアル・パーシュート	中山 駿	
67			スクラッチ	藤内 総志	
68		カヌー	男子 スプリント・カナディアンペア (500m)	柚野・橋本	
69		ボート	男子 シングルスカル	佐藤 雄大	
70			男子 舵手つきクォドルプル	小田・奥谷・末次・佐々木・石松・梶原・活田	
71		ライフル射撃	男子 1 0 m A R S 6 0 J M	高野 和也	
72			男子 B R S 6 0 J M	清藤 俊文	
73		フェンシング	男子 個人エペ	奥武 大輔	
74		水泳	男子400Mメドレーリレー	伊東・浅井・松尾・小野	
75		3 位タイ	レスリング	男子 1 2 0 k g 級	武藤 翔吾
76				女子 4 6 k g 級	大鶴 月詩
77				女子 6 5 k g 級	高橋 紗織
78			柔道	女子個人 (5 7 k g 級)	吉成 沙也加
79				男子個人 (6 6 k g 級)	清永 大輝
80				男子個人 (+ 1 0 0 k g 級)	中島 大貴
81	男子個人 (+ 1 0 0 k g 級)			工藤 祐輝	
82	ボクシング		ライトウェルター級 (A)	庄 力也	
83			ウェルター級 (A)	副 雅和	
84			ミドル級 (A)	小野 瞬也	
85	相撲		個人戦 (8 0 k g 未満)	三笠慶大	
86			個人戦 (8 0 k g ~ 1 0 0 k g 未満)	安部 千紘	
87			個人戦 (無差別級)	梅木竜治郎	
88	テニス		男子 ダブルス	古賀・合戸	
89			女子 ダブルス	大瀬良・三上	
90			女子 ダブルス	野田・藤川	
91			女子 シングルス	大瀬良 百華	
92			男子 シングルス	横尾 淳司	
93	なぎなた		演技	甲斐・園田	
94			演技	川野・清水	
95	陸上競技		女子 1 5 0 0 m	工藤 杏華	
96			女子 4 x 1 0 0 m リレー	竹下・都甲・松屋・大平	
97			女子 走幅跳	宮地 海希	
98			男子 棒高跳	松崎 央雅	
99		男子 砲丸投	有村 秀充		
100	ウエイトリフティング	5 3 k g 級 トータル	本浪 智也		
101		7 7 k g 級 トータル	友永 大地		
102	カヌー	男子 スプリント・ジャックオフ (500m)	瀧田・幸・中村・島袋		
103	ヨット	男子 F J 級	山口・緒方・黒石・岩下		
104	ボート	女子 ダブルスカル	濱田・棕本		
105	少林寺拳法	女子単独演武 (自由)	角田 実優		
106	ライフル射撃	男子 B R S 6 0 J M	倉住 豊富		
107		男子 B P 4 0 J M	溝口 剛史		
108		女子 B P 4 0 J W	高椋 円香		
109	フェンシング	個人フルーレ	石井 魁		
110		男子 個人サーブル	工藤 孝太郎		
111	水泳	男子 2 0 0 M 個人メドレー	伊東 裕貴		

平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会(大分大会)
代表権獲得一覧表(夏季大会)

全日程終了

競技名	種別・種目		代表権数	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分		宮崎	鹿児島	沖縄
								H27	H26			
水 泳	少年男子	水 球	3									
	少年女子	シウナイズトスイミング	2									
テ ニ ス	成年男子		4									
	成年女子		4									
ボ ー ト	成年男子	舵手付きフォア	3									
		シングルスカ	3									
	成年女子	舵手付きクォドルプル	3									
		ダブルスカ	2									
	少年男子	シングルスカ	3									
		舵手付きクォドルプル	3									
		ダブルスカ	3									
	少年女子	シングルスカ	3									
		舵手付きクォドルプル	4									
		ダブルスカ	2									
体 操	成年男子	競 技	2									
		新体操	5									
	成年女子	競 技	1									
	少年男子	競 技	4									
	少年女子	競 技	4									
馬 術	成年男子		13									
	成年女子		11									
	少年	個 人	12									
		団 体	2									
山 岳	成年女子		3									
	少年男子		3									
	少年女子		2									
カ ヌ ー	成年男子	スロ-ムカヤクシングル	4									
		ワイルドウォ-タ-カヤクシングル	3									
	成年女子	スロ-ムカヤクシングル	3									
		ワイルドウォ-タ-カヤクシングル	3									
	成年男子	カヤクシングル	4									
		カテ-イアシングル	4									
	成年女子	カヤクシングル	3									
		カヤクシングル	5									
	少年男子	カヤクペ-ア	2									
		カヤクフォア	2									
		カテ-イアシングル	5									
		カテ-イアペ-ア	2									
少年女子	カヤクシングル	4										
	カヤクペ-ア	2										
空 手 道	成年男子		3									
	成年女子		3									
	少年男子		2									
	少年女子		2									
ボウリング	成年男子		5									
	成年女子		4									
	少年男子		4									
	少年女子		3									
ゴ ル フ	少年男子		5									
合 計	獲得競技数			10	6	10	6	10	9	5	6	5
	代表権数			26	17	33	27	26	23	12	16	10
H26実績	獲得競技数			10	6		8	H25	9	7	10	5
	代表権数			33	20		27		27	21	21	12

第35回九州ブロック大会秋季大会

8月21日(金)～8月27日(木)

大分市・別府市・中津市・宇佐市・国東市・杵築市・臼杵市・津久見市・由布市・
佐伯市・豊後大野市・日田市・玖珠町・九重町(12市2町)

「2015 紀の国わかやま国体」の代表権獲得に向けて九州各県が激突!



平成27年度 国民体育大会 第35回 九州ブロック大会



県内13市2町で開催!

夏季大会 (10競技)

7月17日~26日

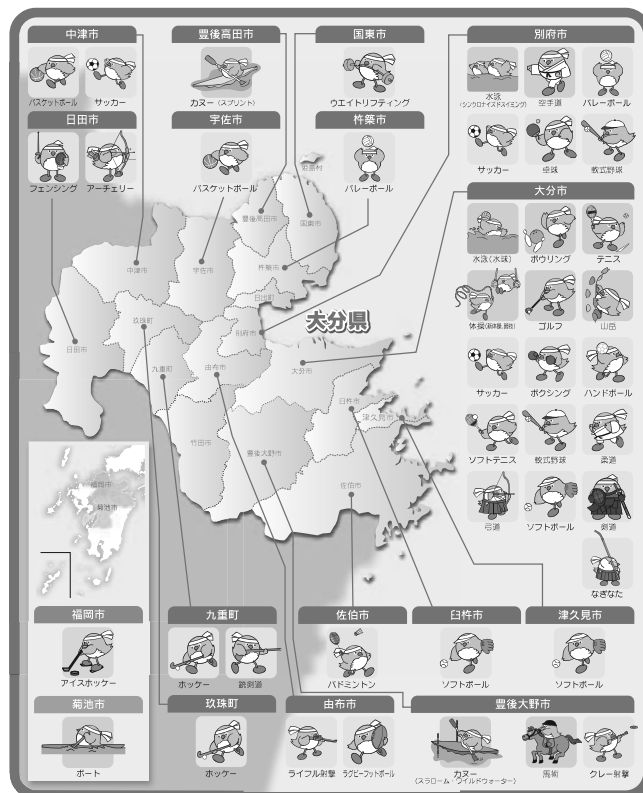
秋季大会 (22競技)

8月21日~27日

総合開会式: 8月21日 15時~
(レンブラントホテル大分)

冬季大会 (1競技)

12月5日~6日



会場で選手を応援しよう!

詳しい大会情報はHPにて→

第35回九州ブロック大会

検索



RING!RING!
プロジェクト
競輪の補助事業

この大会は、競輪の補助金を受けて実施します。

<http://ringring-keirin.jp>

